**平成２５年（フ）第２７４号**
奈良県大和郡山市新町305番地の33
破産者　有限会社ヒット機材
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第４９号**
熊本県玉名市中1974番地の３
破産者　有限会社スーパーナイン
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第７９号**
青森県黒石市北美町２丁目64番地１
破産者　高橋　鉄雄
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

**平成２５年（フ）第８２３号**
仙台市太白区袋原１丁目19番41号　プロンティ袋原Ⅰ103、従前の住所北海道瀬棚郡今金町字御影38番地の４
破産者　上村　浩二
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第９０８号**
さいたま市浦和区常盤７丁目15番17号
破産者　谷内田祐司
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１１４１号**
さいたま市中央区大戸５丁目11番５号、旧住所さいたま市中央区鈴谷４丁目１番３―103号
破産者　谷内田俊二
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１２５４号**
大阪市西淀川区出来島１丁目３番１―602号、事業所所在地大阪府豊中市服部寿町５―112―１
破産者　技研スプリング製作所こと　金丸　宣治
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１７０６号**
大阪市平野区加美東４丁目11番15―302号、住民票上の住所神戸市長田区浜添通１丁目２番28号
破産者　中田　幸子
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２１５８号**
大阪府東大阪市出雲井町６番13号　シャルマンコーポ枚岡公園Ⅰ棟305号
破産者　山原　泰弘
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２５２７号**
静岡県浜松市中区元浜町268　中央ハイツ元浜301号室、開始決定時の住所大阪市住吉区万代４丁目９番16号　クレール帝塚山202号室
破産者　密田　真樹
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第２５３５号**
大阪市港区港晴２丁目10番５号　ハイツ天保山202号
破産者　寺岡　孝浩
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３３０３号**
大阪府東大阪市花園西町１丁目14―３　花園ダイヤコーポ502号、開始決定時の住所大阪府東大阪市稲葉１丁目５番11―603号
破産者　岩安青果こと岩安青果市場こと　田中　清一
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１００７号**
堺市堺区甲斐町東４丁３番５―405号、前住所堺市堺区北三国ヶ丘町８丁１番12号
破産者　原　　啓太
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第２６９１号**
横浜市神奈川区斎藤分町20番17号　丸山荘102号、開始決定時の住所横浜市神奈川区西神奈川３丁目14番地７
破産者　坂巻　正男
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１１３号**
東京都葛飾区堀切３丁目21―18　メリベール堀切101、開始決定時の住所富山県中新川郡上市町若杉81番地
破産者　室田　之男
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第９６号**
長野県上田市国分１丁目５番10号
破産者　三浦れい子
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部